



平成 24 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 K I ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 掛川 隆
コード番号 6747 東証第 2 部
問合せ先 取締役 若林 秀和
TEL 045-822-7101

現在係争中の訴訟に係る請求の趣旨の変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 2 日付の「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、Thai Airways International Public Company Limited より、平成 23 年 12 月 9 日付けで英国高等法院 (High Court of Justice) にて訴訟の提起を受け (訴状送達日：平成 24 年 3 月 1 日)、現在係争中ではありますが、平成 24 年 10 月 19 日付で同社より当該訴訟の請求の趣旨の変更の申立があり、その旨を同年 10 月 29 日当社として認識いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 訴訟の請求の趣旨の変更が申立てられた年月日および裁判所

- (1) 訴訟の請求の趣旨の変更が申立てられた年月日：平成 24 年 10 月 19 日
- (2) 訴訟の請求の趣旨の変更が申立てられた裁判所：英国高等法院 (High Court of Justice)

2. 訴訟を提起した者 (原告)

平成 24 年 3 月 2 日付の「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表した内容から変更はありません。

3. 訴訟の内容

(1) 訴訟提起時の内容

- ① 訴訟の内容：当社製航空機用座席の原告への納入義務の債務不履行に基づく損害賠償請求
- ② 請求の趣旨：金 16,013,459.42 米ドル (株式会社三菱東京 UFJ 銀行の平成 24 年 3 月 1 日午前 10 時 25 分現在の TTS 為替レートである 82.19 円/米ドルで換算した額約 13 億 1,600 万円) および/または損害額 (未定)、並びにこれに対する利息および訴訟費用の支払

(2) 請求の趣旨の変更後の内容

- ① 訴訟の内容：当社製航空機用座席の原告への納入義務の債務不履行及び品質保証違反等に基づく損害賠償請求
- ② 請求の趣旨：金 145,889,491.47 米ドル (株式会社三菱東京 UFJ 銀行の平成 24 年 10 月 29 日午前 10 時 33 分現在の TTS 為替レートである 80.63 円/米ドルで換算した額約 117 億 6,300 万円)、19,756,363.72 ユーロ (同行の平成 24 年 10 月 29 日午前 10 時 33 分現在の TTS 為替レートである 104.34 円/ユーロで換算した額約 20 億 6,100 万円)、20,330,358.67 タイバーツ (同行の平成 24 年 10 月 29 日午前 10 時 33 分現在の TTS 為替レートである 2.67 円/タイバーツで換算した額約 5,400 万円) (これらの合計約 138 億 7,900 万円) および/または損害額 (未定)、並びにこれに対する利息および訴訟費用の支払

4. 訴訟に至った経緯及びその請求の趣旨の変更

訴訟に至った経緯については平成 24 年 3 月 2 日付の「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表した内容から変更はありません。

平成 24 年 10 月 19 日付で原告より当該訴訟の請求の趣旨の変更の申立があり、請求の原因の一部及び損害賠償請求金額が上記 3 の通り変更されました。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、原告の請求には理由がないものと考えておりますので、裁判では今後も引き続き当社の正当性を主張して争っていく方針です。

なお、今後の業績に与える影響につきましては、現時点で見通すことは困難であり、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかに開示いたします。

以 上